

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 文部科学省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 事業税（外形） <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充等	
要望内容（概要）	<p>現在、（財）日本オリンピック委員会がオリンピックメダリストに交付する金品（JOC報奨金）については、租税特別措置法で所得税が非課税とされているが、新たに、オリンピック競技種目を統括する国内の各団体（競技団体）が、オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者（オリンピックメダリスト等）に交付する金品についても非課税とする。</p> <p>当該金品については、JOC報奨金とともに、租税特別措置法による措置ではなく、所得税法第9条の非課税所得とする。</p> <p>注：オリンピック競技とは、国際オリンピック委員会が定めるオリンピック憲章に記載された国際競技団体が統括する競技をいう。</p>	
関係条文	租税特別措置法第41条の8、所得税法第9条、地方税法第24条第1項、第32条第1項・2項、第294条第1項、第313条第1項、第2項	
要望理由	<p>我が国のトップレベル選手がオリンピック競技大会をはじめとした国際競技大会（以下「オリンピック競技大会等」という。）ですばらしい成果を挙げることは、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を大いに高めるとともに、活力ある健全な社会の形成にも寄与するものである。オリンピック競技大会等の成績優秀者のこのような活躍に対しては、国をはじめとして各方面から社会的評価を与えることが、スポーツ振興の観点から必要である。</p> <p>このため、国としては、成績優秀者に対する顕彰・表彰を行っており、中でもオリンピックメダリスト及び世界選手権の優勝者に対しては、最高位の位置づけを与えている。また、平成6年の税制改正においては、オリンピックメダリストに対し（財）日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が交付する金品の非課税措置を講じたところである。</p> <p>平成6年当時においては、競技団体による独自の金品の交付制度は少なかったが、以後、着実に整備が進んできていることから、オリンピックメダリストに対する金品について、交付主体により課税・非課税の扱いが異なる事態が顕著になっている。JOCからの金品であっても、競技団体からの金品であっても、その効果はほぼ同じであることを考慮すると、競技団体が交付する金品についても非課税措置を講じる必要がある。</p> <p>また、世界選手権の優勝者についても、①国の顕彰・表彰制度において、オリンピックメダリストと同様に最高位の位置づけであること、②世界選手権の優勝者はオリンピック競技大会においてもメダル獲得の可能性が極めて高いことから、オリンピック競技大会に係る金品と同様の措置が必要である。</p>	
減収見込額	（初年度）0.33（1.04） （平年度）0.33（1.04） （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	・ 国税 JOCがオリンピックメダリストに交付する報奨金の非課税措置 ・ 融資、補助金その他 国際競技力向上の推進のための経費として、平成21年度予算においては、約136億円を措置。
	22年度の望	・ 国税 国税（所得税）についても、平成22年度税制改正において同内容の措置を要望。 ・ 融資、補助金その他 国際競技力向上の推進のための経費として、平成22年度概算要求においては、約144億円を要求。
過去の要望経緯	平成6年度 JOCがオリンピックメダリストに交付する報奨金の非課税措置	
本要望に対応する縮減案		

